

## お 知 ら せ

令和8年6月30日  
愛媛県介護予防市町支援検討会  
(長寿介護課：内線 2431)

令和8年度第1回愛媛県介護予防市町支援検討会の開催について  
各市町の介護予防の取組を支援するための標記検討会を、次のとおり開催（全部公開）  
しますので、お知らせします。

### 記

#### 1 日 時

令和8年7月9日（木）13：30～15：00

#### 2 場 所

愛媛県総合社会福祉会館 4階 視聴覚室  
(松山市持田町3丁目8番地15)

#### 3 次 第

##### (1) 開会

##### (2) 協議

① 会長の選任について

② 令和8年度の介護予防市町支援検討会の活動について

③ その他

##### (3) 閉会

#### 4 傍 聴

##### (1) 傍聴の定員 5人

##### (2) 傍聴の申込方法等

① 傍聴を希望される方は、7月7日（火）17：00 までに、電話又はFAXにより、  
氏名、住所及び連絡先の電話又はFAXの番号を検討会事務局（長寿介護課介護  
予防係）へ連絡してください。（1回の申込みにつき1名のみ可）

② 傍聴の申込みの受付は、先着順で行い、定員になり次第、終了します。

③ 傍聴することができる方には、7月8日（水）までに、検討会事務局から、電話  
又はFAXにより、その旨を連絡します。

##### (3) その他

① 検討会の秩序を乱し、又は審議等の支障となる行為をした場合は、退場を求める  
場合があります。

② 取材については、傍聴の申込みは必要ありません。

#### 5 感染状況等により、中止になる場合があります。

#### 6 問合せ及び傍聴申込先（検討会事務局）

愛媛県保健福祉部生きがい推進局長寿介護課介護予防係  
〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4-2  
(電話) 089-912-2431 (FAX) 089-935-8075

## 愛媛県介護予防市町支援検討会傍聴要領

### 1 傍聴の定員

傍聴の定員は、会議場の状況等により、会長がその都度決定する。

### 2 傍聴の申込方法等

- (1) 傍聴を希望するものは、会議の開催を予定する日の2日前（閉庁日を除く。）の午後5時までに、電話又はFAXにより、傍聴を希望する会議の名称（愛媛県介護予防市町支援検討会）、住所、氏名及び連絡先の電話番号又はFAX番号を愛媛県介護予防市町支援検討会事務局（長寿介護課）まで申し出なければならない。
- (2) 傍聴の申込みの受付は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- (3) 会議の傍聴の許可については、会議の開催を予定する日の前日までに、事務局から電話又はFAXにより連絡する。

### 3 会議場での受付及び手続

- (1) 会議場への入室は、会議開始15分前（部分公開の場合は、当該会議の開始予定時刻）から許可する。
- (2) 会議場への入室に当たっては、会議場前の受付で氏名及び住所等を記入の上、係員の指示に従わなければならない。
- (3) プラカード、幟等を携帯し、又はたすき、ゼッケン等や会議の傍聴にふさわしくない衣服を着用している者は、会議場への入室を拒否する場合がある。

### 4 傍聴に当たっての遵守事項

会議を傍聴する者は、次の事項を守らなければならない。なお、これらの事項に違反する場合又は、係員の指示に従わない場合は、退場を命ずることがある。

- (1) 会議場内では、私語を控え、指定された席で静かに傍聴すること。
- (2) 会議における言論等に対し拍手、放歌その他の方法により公然と批判又は可否を表明したり、威圧的行為等をしないこと。
- (3) 会議場内では、飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 会議場内では、携帯電話等を使用しないこと。
- (5) 会議場内において、写真、ビデオ、映像等を撮影し、又は録音をしないこと。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (6) やむを得ず会議開催後入退室を行う場合は、静かに行うこと。
- (7) その他会議の秩序を乱し、又は議事の支障となる行為をしないこと。

### 5 適用

この要領は、平成18年8月9日の会議から適用する。

この要領は、令和6年7月4日の会議から適用する。